

電動アシスト自転車を活用した「千葉市シェアサイクル事業」を継続するため 本市と共同で実施する事業者を公募します！

千葉市では、電動アシスト自転車を活用したシェアサイクル事業（以下、シェアサイクル事業）について、都市部における地域公共交通を補完する新たな都市交通システムとしての有用性が実証実験において認められたため、令和2年2月から民間事業者と共同で事業を実施してきました。

このたび、事業期間の満了に伴い、本市と共同でシェアサイクル事業を実施する事業者を本日11月14日（木）から公募しますので、お知らせします。

1 事業背景

(1) 期間

実証実験 平成30年3月～令和2年1月末
本格実施（現在） 令和2年2月～令和7年3月31日（予定）

(2) これまでの事業成果

都市部における地域公共交通を補完する新たな都市交通システムとして、以下の成果が得られました。

- ・ 鉄道駅の沿線を中心にポートの整備が拡大するとともに利用者数が増加しており、利用者からの評価も良好であること
- ・ 通勤・通学、ビジネスユース、日常使い(買物等)、観光・レジャーなど、シェアサイクルがさまざまな用途で利用されており、既存の公共交通を補完する交通手段として本市内で定着してきていること

2 公募の概要

(1) 実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（予定）

(2) 実施範囲

「ちば・まち・ビジョン」における「居住促進区域」を基本とし、持続可能な実施範囲について事業者からの提案を踏まえて事業開始までに協議により決定します。

(3) 実施体制

実施主体は市、運営主体は民間事業者とします。なお、本事業の運営に要する費用はすべて事業者の負担とし、千葉市は補助金、委託料、その他一切の費用を負担しません。

主体	千葉市（実施主体）	民間事業者（運営主体）
役割	<ul style="list-style-type: none">・ 事業全体の総括・ 公共のサイクルポート用地確保・ 関係者調整（交通事業者、自治会等）・ 市民等への周知（ホームページ、市政だより等）	<ul style="list-style-type: none">・ 施設および器材整備・ 民間のサイクルポート用地確保・ シェアサイクル事業の運営・ 関係者調整（交通事業者）・ 違法駐輪対策・ 利用者アンケート・データ収集等・ 利用者への周知広報

※公有地の使用に係る使用料については、原則として事業者の負担とし、その負担額は事業者提案の内容により、本市と協議の上決定する。

(4) 審査方法

公募型プロポーザル方式で、本市が設置する選定委員会において、企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査します。なお、審査に当たっては、「課題解決」を重視します。

<審査基準>

評価項目	配点	審査内容
基本方針	20	全体方針、事業期間ごとの方針
運営能力・利用者数	40	運営実績、運営体制、採算性、利用者数など
運営設備	20	メンテナンス方法、再配置
利用者の利便性	25	登録方法、利用方法、多言語対応など
安全・環境対策	30	緊急時対応、違法駐輪対策、個人情報管理
地域連携	30	新規性・拡張性、地域事業者との連携など
課題解決	45	課題への対応策
使用料	10	使用料の負担額や時期
合計	220	

3 事業開始までのスケジュール

令和6年11月14日(木)から	実施要領の配布、参加意向申出書の受付
21日(木)まで	質問書の受付
26日(火)	質問書の回答
12月2日(月)	参加意向申出書の受付
9日(月)まで	企画提案書の受付
23日(月)	プレゼンテーション
12月下旬	審査結果通知
令和7年1月上旬	協定締結
1月上旬～3月下旬	準備期間
4月1日(火)予定	事業開始

<参考>「居住促進区域」について

都市再生特別措置法第81条に基づき、「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域」として定める「居住誘導区域」について、「市民一人ひとりの居住地選択を促すという観点で、今後緩やかな居住促進を図る区域」として、本市独自の名称で位置付けた区域。